

鳥労発基 0827 第 3 号
令和 7 年 8 月 27 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、下記のとおり強化月間の取組を実施することとされておりますので、趣旨をご理解の上、別添 1 から別添 8 のリーフレット等を活用する等、傘下会員等の関係事業場に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携



- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 2 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施するまでの留意点

- (1) 1 の (1) については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の（3）については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 8 年 10 月 1 日健康診断結果措置指針公示第 1 号、平成 29 年 4 月 14 日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数 50 人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。合わせて、1 の (6) については、地域産業保健センターにおいて労働者数 50 人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。

- (2) 1 の (4) については、事業者が、高確法第 27 条第 3 項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 1 号保発 0731 第 4 号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の（5）については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。なお、一般定期健康診断の結果報告等、別添2中で示されている手続きについては、本年1月より電子申請が義務化されている、リーフレットの活用等により改めて周知いただきたいこと。
- (4) 派遣労働者の健康診断に関する措置義務については、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
- ア　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
- イ　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
- ウ　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (5) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。

3 ストレスチェック制度の実施等

健康診断の実施及び事後措置等の実施に係る重点事項の指導等と併せて、以下のストレスチェック制度の適切な実施等についても指導、周知・啓発を行うこと。

- (1) ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告

を含む) の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進

- (2) 本年 5 月 14 日に公布された改正労働安全衛生法（施行日は公布後 3 年以内に政令で定める日）による労働者数 50 人未満の事業場に対するストレスチェック実施義務化についての対象事業場への周知

4 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年 9 月 1 日健康保持増進のための指針公示第 1 号、令和 5 年 3 月 31 日最終改正）に基づく取組の推進

ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成 17 年 3 月策定、令和元年 9 月改訂）に基づく取組

イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を 活用した「体力つくり強調月間」（※2）（毎年 10 月 1 日～31 日）、スポーツの日（毎年 10 月の第 2 月曜日）及び「Sport in Life 推進プロジェクト」（※3）の周知啓発

ウ 労働者の高齢化を踏まえた取組については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和 2 年 3 月 16 日付け基発 0316 第 1 号）に基づく取組

- (2) 職場におけるがん検診の推進

ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※4）

イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添 3 及び別添 4 のリーフレットを活用した周知

ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成 30 年 3 月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ 別添 5 のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進

ア 別添 6 のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事 労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知

イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心 とからだの応援サイト」（※5）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※6）の活用

ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨

（4）口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット（※7）を活用した歯科受診勧奨

（5）眼科検診等の実施の推進

ア アイフレイルチェックリスト（※8）や6つのチェックツール（※9）を活用した眼のセルフチェックの推進

イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（※10～12）の周知

（6）職場における感染症に関する理解と取組の促進

ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組

ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

（7）「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

（※1）「一般定期健康診断の問診票の外国語版」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

（※2）体力つくり国民運動（「体力つくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcate_top05/list/1377272.htm

- (※3) Sport in Life 推進プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>
- (※4) がん検診普及啓発ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>
- (※5) 働く女性の心とからだの応援サイト
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>
- (※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ
<https://w-health.jp/>
- (※7) 歯科早期受診勧奨リーフレット：
https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf
- (※8) アイフレイルチェックリスト
<https://www.eye-frail.jp/checklist/>
- (※9) 6つのチェックツール：
<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>
- (※10) 眼科検診に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>
- (※11) 眼底検査に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>
- (※12) 緑内障に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>

- (別添1) 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62293.html
- (別添2) 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001281755.pdf>
- (別添3) これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診
https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/leaflet/screening.html
- (別添4) これから受ける検査のこと 乳がん検診
https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/leaflet/screening.html
- (別添5) がん対策推進企業アクション
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/a0f1a86cbd982aa46428a4f145efb55c33e42211.pdf>
- (別添6) 働く女性の健康推進に取組みましょう
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouijun/gyousei/anzen/index.html
- (別添7) 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を
防止しましょう
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>
- (別添8) 目の健康対策でSTOP!転倒災害
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>